

# ○地方税共同機構の保有する情報公開文書の開示の方法及び開示請求等に係る手数料に関する取扱細則

平成31年4月1日地税機細則第3号

## (趣旨)

第1条 地方税共同機構の保有する情報の公開に関する規程（以下「情報公開規程」という。）の規定に基づく地方税共同機構（以下「機構」という。）における情報公開文書の開示の方法、開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料及びその他必要な事項は、この細則の定めるところによる。

## (情報公開文書)

第2条 この細則において「情報公開文書」とは、情報公開規程第2条に規定する情報公開文書をいう。

## (情報公開文書の開示の実施の方法)

第3条 文書又は図画の閲覧の方法は、当該文書又は図画を閲覧することとする。ただし、情報公開規程第14条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号の定めによる。

2 文書又は図画の情報公開規程第14条第1項の規定による開示の実施の方法は、次に掲げる方法（第2号及び第3号に掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、機構がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限り。）とする。

(1) 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機により日本工業規格A列1番（以下「A1判」という。）若しくは日本工業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付又は当該文書若しくは図画をデジタルカメラ等により撮影してできた電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に印刷したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）

(2) 当該文書若しくは図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付又は当該文書若しくは図画をデジタルカメラ等により撮影してできた電磁的記録を用紙にカラーで印刷したものの交付

- (3) 当該文書若しくは図画をスキャナにより読み取って、又はデジタルカメラ等により撮影してできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第5号において同じ。）に複写したものの交付
- 3 電磁的記録についての情報公開規程第14条第1項の開示の方法は、次に掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるものとする。
- (1) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- (2) 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備えつけられているものに限る。別表の2の項イにおいて同じ。）により再生したものの閲覧又は視聴
- (3) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（次に掲げる方法に該当するものを除く。）
- (4) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
- (5) 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

**（手数料の額等）**

第4条 情報公開規程第16条第2項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。） 開示請求に係る情報公開文書1件につき300円
- (2) 開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。） 開示を受ける情報公開文書1件につき、別表の左欄に掲げる情報公開文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、基本額（情報公開規程第14条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。
- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の情報公開文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の情報公開文書を1件の情報公開文書とみなし、かつ、当該複

数の情報公開文書である情報公開文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の情報公開文書である情報公開文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の情報公開文書である他の情報公開文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

- (1) 一の情報公開文書ファイル（情報公開規程第23条に規定する情報公開文書ファイルをいう。）にまとめられた複数の情報公開文書
- (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の情報公開文書

3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、次の各号のいずれかに掲げる方法により納付するものとする。

- (1) 機構が指定する銀行口座への現金の振込による納付
- (2) 現金による納付（機構の事務所において納付する場合に限る。）
- (3) 株式会社ゆうちょ銀行の発行する為替証書による納付

4 情報公開文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送料を納付して、情報公開文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

#### （手数料の減免）

第5条 機構は、情報公開文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、情報公開規程第14条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 第1項の規定によるもののほか、機構は、開示決定に係る情報公開文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

#### 附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

情報公開文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画	ア 閲覧	100枚までごとにつき 100円
	イ 複写機により用紙に複写したものの交付又はデジタルカメラ等により撮影してできた電磁的記録を用紙に印刷したものの交付（ウに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円 （A2判については40円、A1判については80円）
	ウ 複写機により用紙にカラーで複写したものの又はデジタルカメラ等により撮影してできた電磁的記録を用紙にカラーで印刷したものの交付	用紙1枚につき20円 （A2判については140円、A1判については180円）
	オ スキャナにより読み取って、又はデジタルカメラ等により撮影してできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	カ スキャナにより読み取って、又はデジタルカメラ等により撮影してできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 電磁的記録	ア 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	イ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円

	ウ 用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	エ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	カ 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	キ 光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
備考 1の項イ若しくはウ又は2の項ウ若しくはエの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		

※手数料は税込とする。